

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

平成20年1月11日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

別記様式第2号中

「

(裏面)

月日	時刻	乗車駅	降車駅	残額
<p>☆京都市バス，地下鉄線内での乗降に限りご利用可能です。地下鉄線から近鉄線，京阪線へ乗越しの際は，乗車駅からの運賃を別途お支払ください。(当カードのご利用及びバスとの乗継割引の適用はできません) ☆払戻しはいたしません。また，破損，信号消失，紛失などに対しては，その責を負いません。 ☆京都市交通局ホームページ <a href="http://www.city.kyoto.jp/kotsu/">http://www.city.kyoto.jp/kotsu/</a></p>				

」

を

月日 時刻 乗車駅 降車駅 残額

☆京都市バス、市営地下鉄線内での乗降に限りご利用いただけます。地下鉄線から近鉄線、京阪線へ乗り越しされた場合、本カードはご利用になれません。(地下鉄乗車駅からの運賃を他の方法によりお支払いください。)

☆本カードを用いて以下の乗継乗車をされた場合、2乗車目の降車時に運賃の割引を行います。

- ・市バス⇄市バス乗継：大人90円割引、小児40円割引  
(降車から降車までが90分以内の乗継に限る)
- ・市バス⇄地下鉄乗継：大人60円割引、小児30円割引  
(同一日内の乗継に限る)

※前記の条件に合致する乗継が3回以上続く場合は、偶数回目の降車時に割引を適用します。  
※小児の乗継割引は、小児用カードのみ適用となります。

☆市バスで本カード1枚を2人以上でご利用の際は、降車時にあらかじめ乗務員へお申し付けください。この場合、乗継割引は適用されません。

☆払戻しはいたしません。また、破損、番号消去、紛失などに對しては、その責を負いません。

☆京都市交通局ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/kotsu/>

(裏面)

に改める。

附 則

この改正規程は、平成20年1月16日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)